



千地申 健康増進法改正の実施に基づく「喫煙に伴う指針に伴う喫煙場所について」 第14号 に関する緊急申し入れを行う！

千葉地本は、4月1日施行の「健康増進法改正」に基づく喫煙場所の変更について、多くの組合員が不安を感じ、混乱している現状があることから緊急で申し入れを行いました！

◆施策の目的と職場の現状について

- (組合) 健康増進法の改正及び「健康経営中期ビジョン2023」の趣旨を理解した上ではあるが、職場では掲示のみで済まされている現状もあり、会社の考え方が浸透しているとは言えない。周知は再度確実に行うこと。
- (会社) 今施策は、健康増進法改正の施工と、「健康経営中期ビジョン2023」において喫煙率の低下を目標として設定した。社員の健康を維持するための施策である。周知については、本社からの一斉通達を、支社が各現場向けにより具体的に示している。
- (組合) 現状社員に浸透していない。乗務員からは、出先の箇所によってはどこで喫煙できるのか分からないという声がある。
- (会社) 今回の趣旨は「禁煙」を押し進めることであり、喫煙場所を周知することは「喫煙を勧める」ことになりかねないため、これ以上周知する考えはない。ただし、新型コロナウイルスの対応の影響により、必要な設備の設置が4月1日の施行に間に合っていない箇所もある。そこは、まだ暫定的な場所となっているため、正式な喫煙場所が設置される時期に周知する必要がある。
- (組合) 組合としても喫煙を勧めることを求めてはいない。問題意識は、安全に影響するという事である。喫煙を我慢したことによる集中力の低下による事故・事象の発生を避けなければならない。また、どうしても喫煙を我慢できなくなり、吸ってはいけない箇所で喫煙をした場合のトラブルに繋がることを危惧している。
- (会社) 喫煙と安全について関連はないという認識である。喫煙できなかったからと言って、安全にかかわる問題に発展すると考えていない。
- (組合) 行き先地での乗り継ぎ時間等で公共の喫煙場所や、商業施設にある喫煙場所を使用することは良いのか。
- (会社) 使用することは禁止しない。あくまで一般的なモラルを守るのであれば問題はない。ただし、会社としては、禁煙を推進するという趣旨に合わないため、周知するつもりはない。

◆喫煙場所の設置箇所についての支社の考え方について

- (組合) 法律の解説によると、基本的に屋内は禁煙であり、専用の喫煙場所を設けて、外に煙が漏れないことを条件に、喫煙が許可されている。職場が混乱していることについて、「事業場に1つ」ということも言われているが、屋内に2箇所設けられている事業場もある。喫煙場所の設置の考え方を明らかにすること。
- (会社) 基本的に屋内は禁煙であるので会社敷地内では屋外で喫煙となる。条件をクリアすれば屋内に喫煙場所を設けることができる。数については、法律で縛られているわけではない。事務所に複数点在しており休憩時間の間に喫煙ができないような事業場があれば、現実を踏まえて複数に喫煙場所を設けてある。支社ビルも1階と指令室と2箇所ある。西船橋駅も駅長室と信号所と屋内に2箇所ある。現実を踏まえて、現場長が指定している。
- (組合) 今後、現実を踏まえて社員の意見に基づいて場所の改善を検討すること。
- (会社) あくまで社員の喫煙率の低下を目指した上で、現実を踏まえた喫煙場所の設置について、改善の検討はあり得る。
- (組合) グループ会社や駅ビルテナントで使用している屋内の喫煙場所を、乗務員が使用できるようにしてもらいたい。西船橋駅は駅長事務室は乗務員が使用できない。信号所にあると言われたが、誰も信号所の場所も知らない。エキナカの店舗が使用する喫煙所を使用できるようにできないのか。
- (会社) 現実を踏まえて喫煙所の指定をすべきと考えている。管理がグループ会社の箇所で、必要であれば調整して使用出来るようにすることも検討する。西船橋は実際に調整を進めている。
- (組合) 4月1日から始まったことでもあり、今後、実際の喫煙所の使用に基づいて職場から具体的な意見が出てくることも想定される。今後具体的な意見に基づいて申し入れをしたら、議論することを確認したい。
- (会社) 申し入れがあれば議論する。

団体交渉によって会社の考えが明らかになりました！

安全・安定輸送のためにしっかりと休息できる場所について、職場で検証しよう！